

平成 2 1 年 度 科 学 研 究 費 補 助 金

第 2 段 審 査 の 手 引

平成 2 1 年 1 月

独立行政法人日本学術振興会

は し が き

本手引は、科学研究費補助金の第2段審査を担当される審査委員の方々の審査の便宜のために作成しています。本手引により遺漏なく審査されるようお願いします。

目 次

1	審査の仕組み	1
2	審査における基本的な留意事項	2
3	第2段審査の指針	3

資料	科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する 規程（抜粋）	6
別添1	科学研究費委員会組織図	17
別添2	科学研究費補助金（科学研究費）配分方式	18
別添5	基盤研究（A・B・C）（審査区分「一般」）、 若手研究（A・B）の第1段審査における評価基準等	19
別添7	挑戦的萌芽研究の第1段審査における評価基準等	25

〔参 考〕

1	研究種目（審査区分）の目的・性格	29
2	審査機構図	30
3	平成21年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表	31

1 審査の仕組み

科学研究費補助金（科研費）は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

審査委員の役割は、応募のあった研究課題について、学術的に高い成果を上げることが期待できるか、さらには、将来の学術研究の発展に寄与するかどうかを評価することですので、ピア・レビュー審査の信頼性を損なうことがないよう、学問的良心に従って、公平・公正に審査を行ってください。

具体的な審査方法としては、科研費のうち、「基盤研究（A・B・C）（一般）」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（A・B）」の審査については、各研究分野において高い見識を持つ複数の審査委員が、書面により個別に行う「第1段審査」と、第1段審査委員と異なる審査委員が合議により審査する「第2段審査」により行うこととなっています。

第1段審査では、個々の研究計画調書について、3人「基盤研究（C）」、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B）」または6人「基盤研究（A・B）」の審査委員が、研究内容の学術的価値等について評価を行い、評点及び審査意見を報告します。

第2段審査は、専門分野ごとの小委員会に分かれて評価を行いますが、ここでは、応募研究課題の第1段審査の総合評点をTスコア化（※）し、その平均点の高い順に並べたもの（研究計画調書目録）を基礎資料として採択研究課題の選定を行います。

なお、審査は研究計画調書目録の他、個々の研究計画調書、第1段審査委員の審査意見、第1段審査委員の氏名等を用いて行います。

これらの審査結果を基に、科学研究費委員会が採択研究課題及び交付金額の最終決定を行います。

※Tスコアとは

第1段審査においては、応募研究課題ごとに1～5点の総合評点を相対評価で付すこととしており、その際の評点ごとの分布の目安が定められています。しかし、個々の審査委員によって評点の分布にばらつきがあることから、総合評点をその平均点と標準偏差により補正したものをTスコアと称しています。

2 審査における基本的な留意事項

審査を行う際の基本的な留意事項として、以下の点を確認してください。
なお、故意に遵守していただけなかった場合は、ペナルティーを科すことがあります。

(1) 審査に関する利害関係の排除（利益相反）

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないこととしています。

審査委員が応募研究課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の考慮を含めた審査ではないかという疑念を持たれること、がないようにしなければなりません。

このため、第2段審査委員が、応募研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合には、審査グループごとの審査においては当該研究課題の審査に加わらないこと、また、小委員会全体の合議においては一時的に退席していただくこととしています。

なお、次のような場合には、利害関係には当たらないと通常判断されますので、利害関係について、あまりに広くとらえすぎることのないようにしています。

(ア) 単に同じ学会・研究会に所属している場合

(イ) 単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

また、利害関係者の排除については、第1段審査委員においても同様であり、該当する場合には、当該研究課題の審査は行わないこととしており、必要に応じて別途利害関係に当たらない審査委員が第1段審査を行っています。

【参考】

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除（利益相反）の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、学術創成研究費の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合、及び学術創成研究費において評価者等自身が推薦した研究課題である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」第8条の一)

(2) 秘密保持と研究者倫理の遵守

研究計画調書の内容等、審査にあたって、知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。

審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものであると認識してください。

なお、第1段審査委員の氏名等は、第2段審査における審査資料においては明示されますが、対外的には、審査を実施した年度の翌年度までは非公開となっている(2年間審査を依頼するケースが多いため。)ことに注意してください。

また、第2段審査委員自身の氏名等については、審査を実施した年度が終了するまで非公開としています。

3 第2段審査の指針

第2段審査の実施にあたっては、本手引の6～30頁に抜粋を掲載している「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程」等のほか、以下の点に留意し、適切かつ公正に行ってください。

1 共通事項

(1) 第1段審査に対する理解

研究課題の選定にあたっては、「基盤研究(A・B・C)(審査区分「一般」)、若手研究(A・B)の第1段審査における評価基準等」及び「挑戦的萌芽研究の第1段審査における評価基準等」について十分理解した上で、応募研究課題に対する第1段審査の評価結果を適切に把握し、審査を行うこと。

(2) 第1段審査と第2段審査の関係

第2段審査においては、基本的に、第1段審査の結果を尊重し、採択候補研究課題の調整を図ることとする。

ただし、明確な理由があり、第1段審査の結果を大幅に覆して採択候補研究課題を決定する必要がある場合は、小委員会全体の合議を経た上で、適切に扱うこととする。

(3) 審査資料の確認

審査資料に関し、第1段審査の結果をとりまとめた「研究計画調書目録」だけで判断するのではなく、第1段審査における審査委員の審査意見を記入した「評価表」及び各応募研究課題の「研究計画調書」の内容についても確認し、採択候補研究課題を選定すること。

特に、①配分枠のボーダーライン付近に位置する研究課題、②利害関係者の排除により第1段審査委員が他と異なっている研究課題、③第1段審査委員の評価が大きく異なる研究課題の審査に当たっては、慎重に対応すること。

(4) 審査グループにおける合議審査の遵守

分科（人文・社会科学系の小委員会にあっては細目）ごとに設ける審査グループでの審査においては、必ず複数の審査委員の合議により、採択候補研究課題を選定すること。

審査グループの人数が多い分科においては、審査委員ごとに役割分担を定めることについては差し支えないが、その際においても、複数の審査委員が重複して分担することとし、1人の審査委員の判断により、審査結果が決定することのないようにすること。

ただし、利害関係を有する研究課題については、審査に加わらないこととしているため、同じ審査グループの審査委員にその旨申告の上、適切に対応すること。

(5) 配分予定額の決定について

採択候補研究課題に対する補助金の配分予定額については、基本的に、研究種目ごとに定める充足率に従って決定することとするが、第1段審査の「研究経費の妥当性」欄における評価結果も踏まえ、明らかに問題がある場合は、第2段審査委員が査定すること。

(6) 不合理な重複や過度の集中に関する扱い

競争的資金の不合理な重複や過度の集中を避けるため、選定した採択候補研究課題について、研究計画調書の「他の研究課題の受入・応募等の状況」欄を参照し、該当しないかどうか確認すること。

なお、競争的資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択研究課題とする場合は、必ず小委員会全体の合議を経て、決定すること。

※ 世界トップレベル研究拠点（WPI）プログラムについて

○ WPIプログラムは、拠点形成型の競争的資金であり、科研費のような個々の研究課題に対する研究助成費ではありません。本プログラムにおいては、研究活動は科研費等の外部資金により実施することとされており、関係研究者の科研費への応募は、研究資金の不合理な重複や過度の集中には該当しません。

「不合理な重複」：

同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ② 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ③ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ④ その他これらに準ずる場合

「過度の集中」：

一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ② 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ③ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ④ その他これらに準ずる場合

（「競争的資金の適正な執行に関する指針」より抜粋）

2 研究種目別事項

○ 基盤研究（C）における「私立学校・高等専門学校調整枠」

基盤研究（C）において設けている「私立学校・高等専門学校調整枠」については、私立学校・高等専門学校でなくても、国立大学以外で、研究環境の十分整っていると見えない研究機関の研究者も支援対象として、審査を行うこと。

審査方法としては、配分枠のボーダーライン付近に位置する補欠研究課題もしくは不採択研究課題のうち、上記に該当する研究者の研究課題について、採択すべきかどうか検討すること。